

## 第23回長崎家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成27年2月23日(月)午後1時30分から午後3時40分まで

### 2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員(五十音順,敬称略)

天野和生,植田美奈子,多良博明,徳川晃尚,中田慶子,平井健一郎,毛利晴光

#### (2) 事務担当者

江頭事務局長,春田首席家裁調査官,榎本首席書記官,兒玉総務課長,浦添総務課課長補佐(庶務)

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 委員長代理あいさつ(平井委員長代理)

#### (3) 新任委員自己紹介(徳川委員,毛利委員)

#### (4) 委員長の選任,新委員長就任あいさつ及び委員長代理の指名

毛利委員長及び平井委員長代理

#### (5) 協議

「家庭裁判所の広報活動について」

出された意見等の要旨は別紙のとおり

#### (6) 次回の予定

##### ア テーマ

「離婚・面会交流と子どもの福祉について(家庭裁判所調査官の関与と役割)」

##### イ 日程

平成27年9月28日(月)午後1時30分から

##### ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

#### (7) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、 :委員長, :委員, :事務担当者等で略記する。)

## 第1 導入説明

長崎家庭裁判所の一般広報について、概況及び長崎家裁の実情を総務課長から説明した。

## 第2 家庭裁判所委員から出された意見等

先ほどの説明では、身近な家庭裁判所というイメージが出されていたが、一般の方からの相談などの電話はどのように繋いでいるのか教えていただきたい。

家庭裁判所の受付窓口があるため、受付窓口に掛かるのがほとんどである。相談や問合せの内容に応じて、受付窓口から、さらに後見係や調停係、少年係などに転送することもある。

家庭裁判所の一般広報に関する一般的なスタンスをお聴きしたい。家庭裁判所のしくみを広く知っていただくということで積極的な広報なのか、手続を教えるというスタンスなのか、どのようなスタンスでお考えなのか。スタンスが分からないと、一般広報としてどのようなことを考えていくのか定まらないのではないかと考える。

家庭裁判所が行っている手続の中身を広く説明するものであると考えている。家庭裁判所の手続を必要とする人には手続の中身を説明する必要があるところ、受付窓口等において一人一人に対して行っているが、一般広報として、広く多くの人に対して行うことも必要であると考えている。

補足すると、悩みを抱えている人がどこに相談に行けばよいのか分からないと困るので、家庭裁判所に行けば手続の案内を受けられるということを知っていただきたい。家庭裁判所は中立な立場であるため、場合によっては、他の機関を紹介せざるを得ない場合もあるが、家庭裁判所は敷居が高くないというイメージを持ってもらいたい。

困っている人が家庭裁判所を利用できるか、家庭裁判所の手続の説明を受けられるかが大切だと思う。弁護士に相談に行きたいと思ってもどこに行けばよいか分からない人や、調停を行っても調停委員と裁判官の違いも分からない人もいると思うが、そのような人たちを対象として、どのような広報をするかということを考えてみてはどうか。模擬調停などを行っても、そのような人たちにアピールすることにはならないと思う。

長崎地家裁のウェブサイトを見たが、申立ての書式もあり、たいへん便利だと感じた。ただ、長崎家裁はどのようなところなのか、どのような職員が何人いるのかなど、一番知りたいと思う部分がほとんど分からないと感じた。

専門用語はやわらかい言葉に言い換えて使用すべきだと思う。ウェブサイトも一般の方からするとそういう面で閲覧して理解するのが難しいと感じるのではないかと思うので、そのような視点が必要ではないか。また、ウェブサイトの説明を見て、そのまま電話が掛けられる仕組みを作るのもよいのではないか。

ウェブサイトについては、裁判所で用いられる法律用語を丁寧に説明し、一般の方の誤解等も解く必要があるのではないか。例えば、「和解」という言葉一つにしても、一般の方の認識は様々であると思う。

行政機関では、例えば、消費者トラブルに一般の方が巻き込まれないようテレビ等のメディアを通じてその知識等を提供するということを行っていると思うが、家庭裁判所は、テレビ等のメディアを通じた広報等は行わないのか。

裁判員制度の導入前後の広報のときは、そのようなこともあったと認識しているが、各裁判所で行われている一般広報のための広報に、テレビ等のメディアを利用することはあまりないと思われる。

一般広報の第一段階として、家庭裁判所は何をしているところなのかということの紹介、第二段階として、家庭裁判所の手続を利用したいと思ったときに、その手続内容、相談方法を分かりやすくするための広報であることと理解できるところであるが、第一段階の一般広報は、長期的には法教育などが考えられる一方、短期的には非常に難しいのではないか。

家庭裁判所の見学会では、小学生や中学生を呼ぶこともあるのか。

地方裁判所の手続と違い、家庭裁判所の手続はイメージも沸きやすく、小学生や中学生を積極的に呼ぶということはあまり行っていない。

模擬調停や家庭裁判所の見学会などを広く行っているようだが、実施した内容を動画配信するのもよいのではないか。

一般の方は、テレビを通じて特定の職場や職業のイメージを持つことが多いと思う。医者や警察、ドクターヘリの活動などもその例である。家庭裁判所についても一定のイメージを持っている人はいると思うが、例えば、少年事件でも、ニュースを見て、なぜ刑事事件みたいに法廷の様子が映らないのだろうかと思っている人がいるかもしれない。特に若い人たちは、文字を見るより、動画でイメージを持つ人も多いと思うので、模擬調停や模擬審判などが動画配信されるのはたいへんよいことだと思う。また、ワイドショーなどで芸能人夫婦が調停中と報じられることもあるが、見ている人は調停が何のことなのか分かるだろうか。広く調停のことが理解されるような一般広報がなされるべきだと思う。

調停といえば、当事者が揉めているというイメージが強い。そのようなイメージを払拭するため、広く一般広報を行うことも必要ではないか。また、パンフレットのタイトルが、「ご存じですか。人事訴訟」などと表記されているが、「ご存じですか。」と言われると、上下関係でいうと下に感じることもあり、それ以上読むと

いう気持ちが薄れてしまうためあまり使わない方がいいのではないかとされる。

パンフレットはどれも理路整然と説明が記載されていてよいと思うが、例えば、出現頻度の高い言葉やニュースで出てくる言葉を前面に出すなどのページがあってもよいのではないかと思う。ここだけは理解してもらいたいという読ませ方があってもよいのではないか。

離婚件数も多いなか、調停を利用したいと考える人も多いと思うが、パンフレットも見ても費用のことが目に入らないため、調停を重く受けとめている人や、どうしたらよいのか分からない人もいるのではないかと思う。「これだけの費用で調停ができます。」といった情報をもっと大きく、前面に出してもらいたい。また、「人事訴訟」と言われても、どのような手続きがまったく分からないと思うので、もっと平易な言葉で説明をするようにしたらどうか。

調停の一般広報では、例えば、控え室は別々に用意しているとか、相手と会いたくなければ会わないように配慮しているなど、実際の現場において当事者の方々に配慮していることや安全を図っていることをもう少しアピールしてはどうか。

具体的な手続のなかで相談があれば、そのような配慮を行うことになるが、一般広報としてアピールすることはできないと思われる。

高齢化や離婚など、現在の社会情勢と家庭裁判所の仕事は密接に関係していると思う。これを踏まえたなかで、家庭裁判所からもっと多くの情報を発信してもらえればよいのではないか。

市の広報が定期的にテレビ放映されているが、家庭裁判所の成年後見制度などは、福祉問題として連携してできるのではないかと思う。

憲法週間や法の日などの機会を捉えて、マスコミにも協力していただき、家庭裁判所が身近なところであることを広く広報してもらおうとよいと思う。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順，敬称略）

平成27年2月23日現在

天 野 和 生	検察官
多 良 博 明	弁護士
徳 川 晃 尚	学識経験者
辻 田 高 宏	学識経験者
中 田 慶 子	学識経験者
植 田 美奈子	学識経験者
林 博 行	学識経験者
平 井 健一郎	長崎家庭裁判所判事
毛 利 晴 光	長崎家庭裁判所長
渡 邊 弘	学識経験者